

## 埼玉県総合医局機構 地域医療教育センター委員会運営要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、埼玉県総合医局機構設置規程（平成25年10月25日決裁）第10条の規定に基づき、埼玉県総合医局機構 地域医療教育センター委員会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌する事項)

**第2条** 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- 一 地域医療教育センターの利用に関すること
  - 二 地域医療教育センターにおける教育・研修の企画、連絡調整及び実施に関すること
  - 三 地域医療教育センターにおけるシミュレーター等機器の整備に関すること
  - 四 地域医療教育センターの広報・周知に関すること
  - 五 地域医療教育センターの稼働実績に関すること
  - 六 その他、地域医療教育センターの運営のために必要な事項
- 2** 委員会は、所掌する事項について専門的な見地から検討を行うため、運営企画部会を設置するとともに、当部会を構成する部会員の推薦を行う。
- 3** 委員会は、運営企画部会の検討状況について、必要に応じて報告を求める。
- 4** 運営企画部会に関し必要な事項は、別に定める。

(委員長)

**第3条** 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2** 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3** 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

**第4条** 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2** 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 前項の場合において、委員長は、委員として議決に加わることができない。
- 5 委員は、やむを得ない理由があるときは、会議に代理の者を出席させることができる。

(会議の公開)

**第5条** 委員会の会議は、公開する。ただし、出席した委員の2分の1以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(庶務)

**第6条** 委員会の庶務は、埼玉県保健医療部医療人材課において処理する。

(委任)

**第7条** この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。